

寒川町告示第74号

寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）第6条の7第2項第2号、第3号及び第4号の規定により、次のとおり指定工事店に係る届出を受けたので告示する。

令和 5年 5月 30日

寒川町長 木村俊雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名
第59号	座間市小松原1-15-12	積水ハウス建設東京株式会社	三浦 淳一

異動事由 代表者、商号、営業所移転

新	三浦 淳一 積水ハウス建設東京 株式会社 〒252-0002 座間市小松原1-15-12
旧	根津 靖 積和建设神奈川 株式会社 〒223-0057 横浜市港北区新羽町815